

戸籍謄抄本等交付申請書（郵送）

記入例①

[オモテ]

直方市長 あて

※本籍の地番や筆頭者氏名等、正確にご記入ください

申請日 令和 4 年 3 月 15 日

①申請者

※委任を受けた場合は代理人の住所、氏名等を記入してください

氏名	※署名または記名押印 直方 花子	生年月日	大・昭・平・令・西暦 8 年 11 月 4 日
住所	〇〇県××市△△2丁目3-1 ◇◇アパート101号	電話番号	〇〇〇 - ××× - △△△△

②どなたの証明が必要ですか

本籍	地番まで正確にご記入ください 直方市 大字〇〇1234番地5	筆頭者	☐ ①と同じ 直方 次郎
必要な方	氏名（※個人や身分証明書のとき） ☒ ①と同じ	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
続柄	必要な方から見たあなたの続柄 ☒ 本人 ☐ 夫・妻 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ それ以外（ ） ※関係によっては、委任状や関係確認のできる書類等を提出していただく場合があります。		
使用目的	年金受給 ・ パスポート ・ 登記 ・ 裁判 ・ 名義変更 ・ 戸籍届出（ ） 相続 ⇒ （ ）が亡くなったことによる手続き （ 〇〇パスポートセンター ）へ提出する必要があるため その他 ⇒ （ ）		
その他	特に証明してほしいこと （ ）について死亡・離婚の記載のあるものが（ ）通必要 （ ）の出生から死亡まで（ ）セット必要 （ ）と（ ）の親子・夫婦関係がわかるもの その他 ⇒ （ ）		

③必要な証明書は何ですか

※必要なものの□に✓をし、通数を記入してください。

戸籍	☐ 全部事項証明書（戸籍謄本）	450円 通	☐ 除籍（謄本・抄本）	750円 通	☐ 記載事項証明書	350円 通
	☒ 個人事項証明書（戸籍抄本）	450円 1 通	☐ 身分証明書	300円 通	☐ 独身証明書	300円 通
	☐ 改製原戸籍	750円 通	☐ 受理証明書	350円 通	☐ その他	通
	☐ 附票（謄本・抄本）	300円 通	附票に記載する項目にチェックをして下さい ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙登録地（登録のある方のみ） どの住所 又は どの住所 の記載が必要などの指定があればご記入ください から まで			

◆戸籍事務のコンピュータ化について◆

戸籍事務のコンピュータ化に伴い、戸籍と戸籍の附票がコンピュータ化しました。

婚姻や死亡などによって平成14年3月8日以前に戸籍から除かれている人は、改製原戸籍には記載されますが、コンピュータ化後の戸籍には記載されません。それ以前の記載が必要な場合は「改製原戸籍（1通750円）」をご請求ください。

また、コンピュータ化後の附票には、平成14年3月9日からの住所が記録されます。それ以前の附票は保管期間経過により廃棄されておりますので証明できません。

戸籍謄抄本等交付申請書（郵送）

記入例②

[オモテ]

直方市長 あて

※本籍の地番や筆頭者氏名等、正確にご記入ください

①申請者

※委任を受けた場合は代理人の住所、氏名等を記入してください

申請日 令和 4 年 3 月 15 日

氏名	※署名または記名押印 直方 花子	生年月日	大・昭・平・令・西暦 8 年 11 月 4 日
住所	〇〇県××市△△2丁目3-1 ◇◇アパート101号	電話番号	〇〇〇 - ××× - △△△△

② どなたの証明が必要ですか

本籍	地番まで正確にご記入ください 直方市 大字〇〇1234番地5	筆頭者	☐ ①と同じ 直方 太郎
必要な方	氏名（※個人や身分証明書のとき） ☐ ①と同じ 直方 太郎	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 35 年 2 月 4 日
続柄	必要な方から見たあなたの続柄 ☐ 本人 ☐ 夫・妻 ☐ 子 ☐ 父母 ☒ 孫 ☐ 祖父母 ☐ その他（ ） ※関係によっては、委任状や関係確認のできる書類等を提出していただく場合があります。		
使用目的	年金受給 ・ パスポート ・ 登記 ・ 裁判 ・ 名義変更 ・ 戸籍届出（ ） 相続 → （ 直方 太郎 ） が亡くなったことによる手続き （ 〇〇法務局 ） へ提出する必要があるため その他 → （ ）		
その他	特に証明してほしいこと （ ） について死亡・離婚の記載のあるものが（ ） 通必要 （ 直方 太郎 ） の出生から死亡まで（ 1 ） セット必要 （ ） と（ ） の親子・夫婦関係がわかるもの その他 → （ ）		

③必要な証明書は何ですか

※必要なものの□に数字を記入してください。

戸籍	☐ 全部事項証明書	450円	☐ 記載事項証明書	350円
	☐		☐	通
	☐		☐	300円
	☐		☐	通
	☐		☐	通
	☐		☐	まで

必要な戸籍が、出生から婚姻までや、転籍から死亡まで、など連続した戸籍の場合は「③必要な証明書は何ですか」欄の記載は不要です。

その際は、「その他」欄に、必要な戸籍がどういったもので、何セット必要かなどを記載していただければ、こちらでその戸籍をお調べしたうえで発行させていただきます。

◆戸籍事務のコンピュータ化について◆

戸籍事務のコンピュータ化に伴い、戸籍と戸籍の附票がコンピュータ化しました。

婚姻や死亡などによって平成14年3月8日以前に戸籍から除かれている人は、改製原戸籍には記載されますが、コンピュータ化後の戸籍には記載されません。それ以前の記載が必要な場合は「改製原戸籍（1通750円）」をご請求ください。

また、コンピュータ化後の附票には、平成14年3月9日からの住所が記録されます。それ以前の附票は保管期間経過により廃棄されておりますので証明できません。